

## 浜松市道路占用料等徴収取扱要綱

平成 元年 4月 1日施行	平成 5年 4月 1日一部改正
平成 6年 4月 1日一部改正	平成 8年 4月 1日一部改正
平成 9年 4月 1日一部改正	平成17年 7月 1日一部改正
平成19年 4月 1日一部改正	平成19年10月 1日一部改正
平成21年 4月 1日一部改正	平成22年 4月 1日一部改正
平成23年11月 1日一部改正	平成26年 4月 1日一部改正
平成27年 4月 1日一部改正	平成28年 6月21日一部改正

「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部が改正されたことに伴い、道路占用料等の徴収事務については、以下の「要綱」に基づき取り扱うこととする。

### 1. 条例第4条（占用料の減免）関係

#### （1）第1号関係

地方財政法第6条に規定する公営企業に係る占用料は、徴収しない。

なお、上記以外の国及び地方公共団体の行う事業に係る占用料は、道路法第39条第1項により徴収できないものとされていることから、国及び地方公共団体の行う事業のための占有物件に係る占用料はすべて徴収しない。

#### （2）第2号関係

イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧事業を行う鉄道施設に係る占用料は徴収しない。

ロ 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係る占用料は、次による。

a 道路が鉄道等の敷地を使用する場合無償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、徴収しない。

b 道路が鉄道等の敷地を使用する場合有償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、条例に定める額を徴収する。

#### （3）第3号関係

電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込線に係る占用料は、徴収しない。

#### （4）第4号関係

水道法の規定に基づく民営の水道事業に係る占用料は、徴収しない。（簡易水道組

合)

(5) 第5号関係

住家等に入出入りするために設ける日常生活上不可欠な通路に係る占用料は、徴収しない。

(6) 第6号関係

街灯（アーチ型のものを除く。）、カーブミラー、屑籠、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件に係る占用料は、徴収しない。

(7) 第7号関係

公職選挙法による選挙運動のために使用する物件に係る占用料は、徴収しない。

(8) 第8号関係

道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所の標識に係る占用料は、条例に定める額の50%を徴収する。

(9) 第9号関係

駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場に係る占用料は、条例に定める額の25%を徴収し、それ以外の駐車場及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具に係る占用料は、条例に定める額の50%を徴収する。

(10) 第10号関係

電気、電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）、ガス、水道、下水道の各戸引込地下埋設管に係る占用料は、徴収しない。

(11) 第11号関係

ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業者の設けるガス管の本管に係る占用料は、条例で定める額の70%を徴収する。

(12) 第12号関係

建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける応急仮設建築物で被災者の居住の用に供するため必要なものに係る占用料は、徴収しない。

(13) 第13号関係

① 占用料を徴収しない物件

- a 農道、林道その他の公共通路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）
- b 道路の付属物を無償で添加している電柱及び電話柱。
- c 電気事業者及び認定電気通信事業者が設ける支柱及び支線
- d 公共的団体（農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育委員会等の文化事業団体、

社会福祉法人等の公共的活動を営むすべてのものを含む。以下同様とする。)が設ける有線放送電話柱

- e 公共的団体が設ける架空の電線
  - f 公共団体が設ける水管及び下水道管
  - g テレビ受信障害地域におけるアンテナ線
  - h 山間部における民家の飲料水の水管
  - i かんがい排水施設その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設
  - j 公共性を有する公共歩廊及び日除け
  - k 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
  - l 電柱（電話柱を含む。）に添加する巻付広告物・添加広告物のうち市が設置・承認した交通安全・防犯等に関するもの（民間事業者名等が記載されていないもの）
  - m バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及び待合所
  - n 地上権等により、道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権設定の際、占用料徴収を前提としている場合は、この限りでない。
  - o 「企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱」に基づき設置された道路照明灯、街路灯、防犯灯又は、道路管理者の承認を得て道路上に設置された道路照明灯等に添加された銘板
  - p PHS無線基地局等の街中に設置する無線基地局及びWLL方式の無線装置（蓄電池箱を除く）に附帯するアンテナ、配管及び配線
  - q 柱状型機器の支持柱
  - r その他慣行等から占用料を徴収することが不相当であり、事前協議を経て道路管理者が認めたもの
- ② 占用料を減額する物件
- a 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、アーケード、消火栓標識、バス停標識・バス停上屋又は軌道停標識等に添加された広告物及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告のうち、表裏二面に表示しているものに係る占用料は、条例で定める額の70%を徴収する。
  - b 占用許可を受けた電柱（電話柱を含む。）に添加する巻付広告物（令第7条第1号物件）の占用料は条例で定める額の35%を徴収する。
  - c 浜松市電線地中化計画によって定められた路線で、架空電線類を道路の地下に埋設する場合の占用料は次による。ただし、電線地中化計画以外の路線で架空電線類を道路の地下に埋設する場合の占用料の減額は、特に適当とみなされる占用物件の場合について適用するものとする。
    - (1) 対象物件の区分（法第32条第1項第2号該当）

- イ 道路の上空に設置されている電線類を撤去し、道路の地下に埋設するために、占有許可を受けて設置する電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占有料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）
- ロ 既存の架空線がない道路において、道路占有を行う際に、当初より地中に設ける電線類（「地下電線その他地下に設ける線類」として占有料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件。

(2) 占有料の減額率

上記（1）イ及びロに係る占有料については、条例で定める額の9分の1の額を徴収するものとする。

- d 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これらに類する無線基地局に係る占有料は、条例で定める額の30%を徴収する。
- e 公安委員会の設置する交通信号等は無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱に係る占有料は、条例で定める額の50%を徴収する。
- f タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗り場に付随するベンチ及び上屋に係る占有料は、条例で定める額の50%を徴収する。
- g その他慣行等により条例で定めた占有料を徴収することが不相当であり、事前協議を経て道路管理者が減額することを認めたもの

2. 特殊な占有物件の別表適用

(1) 「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項

- イ 「第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱」の項  
ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱については、本項を適用する。
  - ロ 「第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱」の項  
電気事業者が設ける電力保安通信設備（独立電話柱）については、本項を適用する。
  - ハ 「その他の柱類の項」  
支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）については、本項を適用する。
- 二 「路上に設ける変圧器」の項  
路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。
- ホ 「地下に設ける変圧器」の項  
地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。
  - へ 「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項

ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔、パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局及び光アクセス装置については、本項を適用する。

ト 「その他のもの」の項

バス待合所、時刻表示板及び非常用救助袋固定環（1対で1㎡とする。）については、本項を適用する。

(2) 「法第32条第1項第2号に掲げる物件の項」

洞道又は共同管については、その外径により本項を適用し、洞道又は共同管内の各事業者の管類については、占用料を徴収しない。

ただし、洞道又は共同管の所有者が占用料を徴収されない事業者である場合には洞道又は共同管についての占用料は徴収せず、当該洞道又は共同管内の占用料を徴収されるべき事業者の管類について占用料を徴収する。

(3) 「法第32条第1項第3号に掲げる施設」の項

鉱石運搬のための索道及びその保安施設については、本項を適用する。

(4) 「法第32条第1項第5号に掲げる施設」の項

「その他のもの」の項、地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベアについては、本項を適用する。

(5) 「法第32条第1項第6号に掲げる施設」の項

コインロッカー、靴みがき及び新聞売りについては、本項を適用する。

(6) 「令第7条第1号に掲げる施設」の項

イ 「看板」の項

ショーウインド及びサインポールについては、本項を適用する。

ロ 「標識」の項

商店・会社・商品名を表示せず、理容所・クリーニング所等の業務を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板及びバス停標識については、本項を適用する。

ハ 「アーチ」の項

アーチ型の街灯については、本項を適用する。

条例第4条に基づく道路占用料徴収取扱一覧表

該当号	占用物件の種類	徴収の範囲
1号	地方財政法第6条に規定する公営企業（水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業）に係るもの	免除
2号	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの	免除

	鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設に係るもの		道路が鉄道等の敷地を使用する場合に無償であるとき	免 除
			道路が鉄道等の敷地を使用する場合に有償であるとき	100%徴収
3号	電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線			免 除
4号	水道法の規定に基づく民営の水道事業（専用水道事業を除く）に係る水管「簡易水道組合」			免 除
5号	住家等に入出入りするために設ける日常生活上不可欠な通路			免 除
6号	街灯（アーチ型のを除く）、カーブミラー、屑籠、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件			免 除
7号	公職選挙法による選挙運動のために使用する物件			免 除
8号	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係るバス停留所の標識			50%徴収
9号	駐 車 場	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場		25%徴収
		その他の駐車場及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具		50%徴収
10号	電気、電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る）ガス、水道、下水道及び雨水排水管の各戸引込地下埋設管			免 除
11号	ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業者が設けるガス管			70%徴収
12号	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける応急仮設建築物で被災者の居住の用に供するため必要なもの			免 除
13号	農道、林道その他の公共通路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）			免 除
	電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法第120条第1	電柱及び電話柱	道路の付属物を無償で添加している電柱及び電話柱	免 除

項に規定する認定電気通信事業者が設けるもの	支柱及び支線	免除
公共的団体が設ける有線放送電話柱		免除
公共的団体が設ける架空の電線（公共性を有するものに限る）		免除
公共的団体が設ける水管及び下水道管（公共性を有するものに限る）		免除
テレビ受信障害地域におけるアンテナ線		免除
山間部における民家の飲料水の水管		免除
かんがい排水施設その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設		免除
公共性を有する公共歩廊及び日除け		免除
無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場		免除
バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及び待合所		免除
地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権設定の際、占用料徴収を前提としている場合は、この限りでない。		免除
「企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱」に基づき設置された道路照明灯、街路灯、防犯灯又は、道路管理者の承認を得て道路上に設置された道路照明灯等に添加された銘板		免除
PHS無線基地局等の街中に設置する無線基地局及びWLL方式の無線装置（蓄電池箱を除く）に付随するアンテナ、配管及び配線		免除
柱状型機器の支持柱		免除
その他慣行等から占用料を徴収することが不相当であり、事前協議を経て道路管理者が認めたもの		免除
電柱、電話柱、軌道柱、街灯、アーケード、消火栓標識、バス停標識・バス停上屋又は軌道停標識等に添加された広告物（添加広告物）及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告物（突出看板）のうち、表裏二面に表示しているもの	添加広告物のうち市が設置・承認し民間事業者名が記載されていないもの	免除
	添加広告物のうち民間事業者が設置したもの	70%徴収
	突出看板（表裏二面に表示しているもの）	70%徴収

電柱巻付看板	市が設置・承認し民間事業者名が記載されていないもの	免除
	民間事業者が設置したもの	35%徴収
浜松市電線地中化計画で定められた路線で、架空電線類を道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて設置する電線類及びこれらと一体不可分な物件（管路、マンホール、ハンドホール等）	道路の上空に設置されている電線類を撤去し、埋設する場合	9分の1徴収
	既存の架空線がない道路に新たに埋設する場合	9分の1徴収
工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これらに類する無線基地局に係るもの		30%徴収
公安委員会の設置する交通信号等を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱に係る占用料		50%徴収
タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗り場に付随するベンチ及び上屋		50%徴収
その他慣行等により条例で定めた占用料を徴収することが不相当であり、事前協議を経て道路管理者が減額することを認めたもの		事前協議を経て道路管理者が定める率を乗じて得た額

- (注) 1 「公共的団体」とは、公共団体より広い意味で公共的活動をする団体（法人に限らない）をすべて含む。
- 例 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会、教育委員会等の文化団体、社会福祉法人等
- 2 「かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設」には、農業生産物運搬用ケーブル及びその付属施設が含まれる。
- 3 「各戸引込管」とは、道路を縦断している本管及び支管から分岐して道路に横断的に民地側に引き込む管をいう。
- 4 「公共的団体が設ける有線放送電話柱」には、公共的団体が設ける有線放送柱が含まれる。